

高額医療・高額介護合算制度

申請は
お済みですか

高額医療・高額介護合算制度とは、医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度です。

対象

平成20年8月1日～平成21年7月31日までに、医療費の自己負担と介護保険制度のサービス利用料を合算した額が、限度額（右表の該当する所得区分欄の額）を超えた方。ただし、つぎのものは合算の対象外です。

- 保険が適用されない実費負担
- 高額療養費、高額介護（予防）サービス費として支給（予定を含む）されたもの
- 同一世帯で後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入している方の医療費の自己負担

支給額

限度額を超えた額を支給します。
ただし、500円未満の場合は支給されません。

手続き

- ①平成20年4月1日に制度加入者（被保険者）となった方で
平成21年7月31日までに住所の異動がない方

勸奨通知が順次届きます



勸奨通知をご確認いただき、申請してください。

- ②平成20年4月2日以降に、ほかの医療保険制度（国民健康保険や健康保険など）から制度加入者（被保険者）になった方
③平成20年4月2日以降に、県内・県外を問わず住所に異動のあった方

勸奨通知が届きません



支給要件に該当するかをご確認いただき、以前加入していた医療保険制度の保険者、お住まいの市（区）町村や転居前の市（区）町村の高齢者医療担当課へお問い合わせください。

- ①～③共通

平成23年7月31日までに、お住まいの市（区）町村の高齢者医療担当課で手続きをしてください。

お問い合わせ 給付管理課 ☎043-223-1262

自己負担限度額表（年額「毎年8月～翌年7月」）

所得区分	後期高齢者医療制度分と介護保険分を合算した限度額
① 現役並み所得者 （保険証の一部負担金の割合が「3割」と表示されている方）	67万円（89万円）
② 一般（①、③、④以外の方）	56万円（75万円）
③ 低所得者Ⅱ （世帯員全員の住民税が非課税の方）	31万円（41万円）
④ 低所得者Ⅰ （③のうち、世帯員全員の所得が一定基準以下の方） ※年金収入80万円以下など	19万円（25万円）

経過措置について

高額医療・高額介護合算制度の対象期間は、通常、8月1日～翌年7月31日ですが、平成20年4月1日～7月31日の自己負担分は、20年8月1日～21年7月31日の分と合算（16カ月）して、上表内の額を適用する経過措置があります。

新制度を検討する会議が行われています

～高齢者医療制度改革会議

昨年11月、厚生労働省は後期高齢者医療制度に代わる新制度を検討するため、長妻昭大臣の主宰により、関係団体の代表、高齢者の代表、学識経験者（合計19人）からなる「高齢者医療制度改革会議（座長：岩村正彦東大教授）」を設置しました。

会議では、75歳以上を対象にする年齢区分を採用しないことや、保険料が急増しないことなどの「6原則」に沿って議論が行われ、今年の夏ごろまでに、新しい高齢者医療制度の中間とりまとめをする予定です。

広域連合では、今後とも国と同会議の動向を注視し、広域連合だよりやホームページで皆さんに情報を提供してまいります。

新制度検討に当たっての基本的な考え方

- ①後期高齢者医療制度は廃止する
- ②マニフェストで掲げている「地域保険としての一元的運用」の第一段階として、高齢者のための新たな制度を構築する
- ③後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とする
- ④市町村国保などの負担増に十分配慮する
- ⑤高齢者の保険料が急に増加したり、不公平なものにならないようにする
- ⑥市町村国保の広域化につながる見直しを行う

会議を主宰する長妻大臣

